

～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 令和3年における民間給与との較差
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

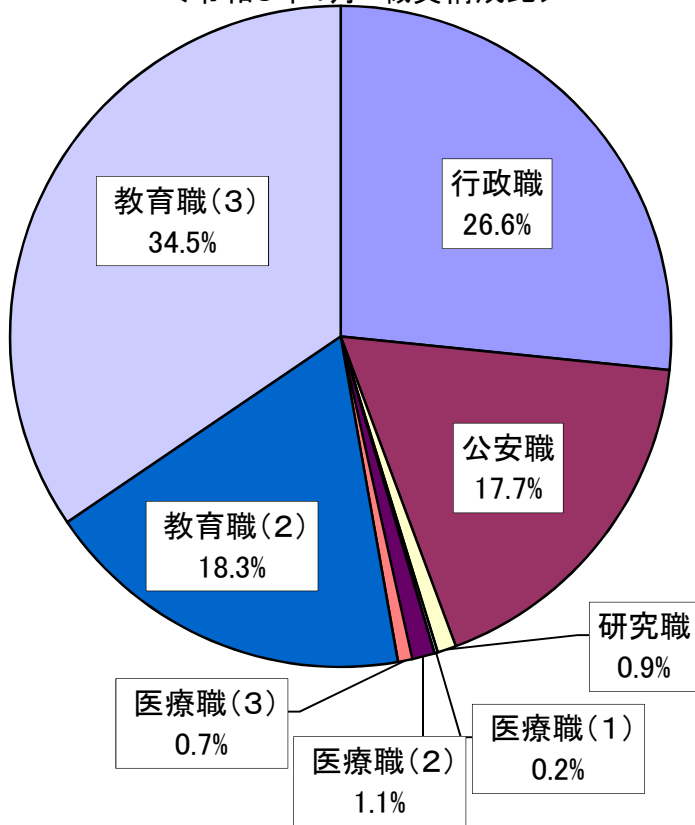
令和3年10月
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,121人であり、昨年より5人の減(行政職については、4,559人で昨年より25人の増)
- ・職員の平均年齢は42歳9月であり、昨年より2月若年化(行政職については、42歳6月で昨年より1月若年化)

<令和3年4月 職員構成比>



項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,559人	4,534人	+25人	42歳6月	42歳7月	▲1月
公安職	3,032人	3,026人	+6人	37歳7月	37歳8月	▲1月
研究職	157人	157人	0人	39歳11月	40歳2月	▲3月
医療職(1)	28人	31人	▲3人	50歳9月	48歳1月	+32月
医療職(2)	189人	198人	▲9人	41歳6月	40歳11月	+7月
医療職(3)	120人	123人	▲3人	40歳6月	41歳4月	▲10月
教育職(2)	3,130人	3,107人	+23人	45歳1月	44歳11月	+2月
教育職(3)	5,906人	5,950人	▲44人	44歳6月	44歳10月	▲4月
合計	17,121人	17,126人	▲5人	42歳9月	42歳11月	▲2月

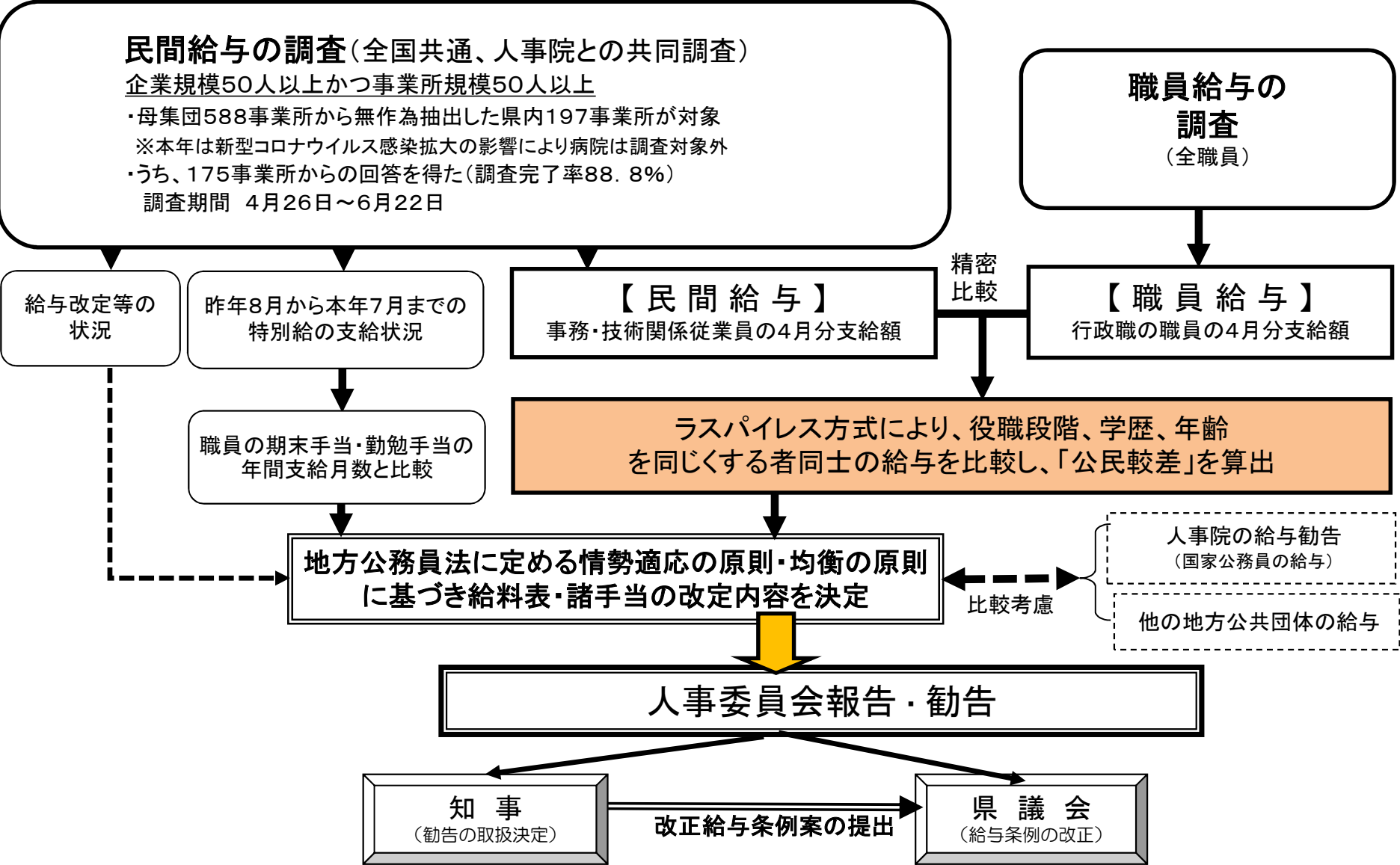
(令和3年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「令和3年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

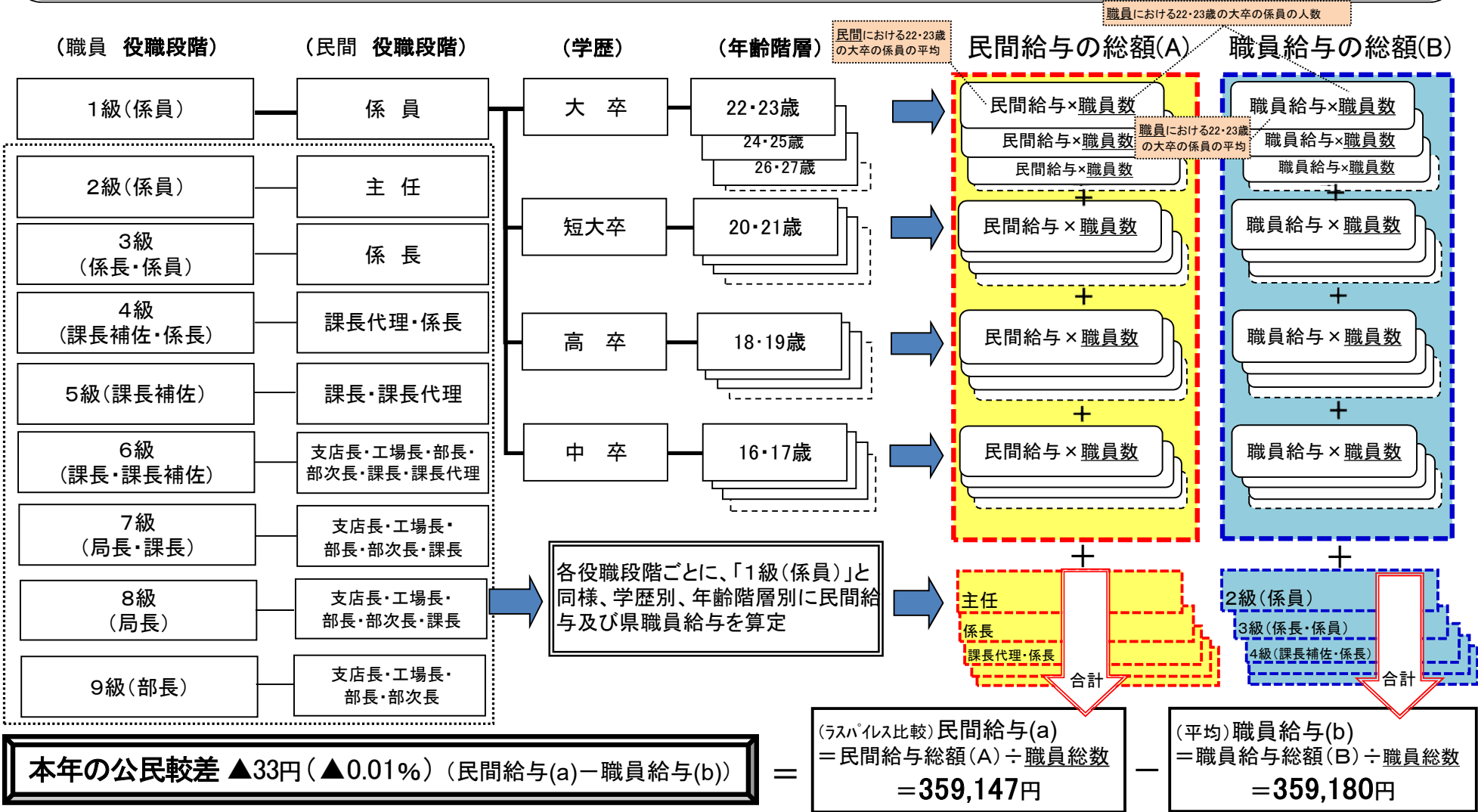
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

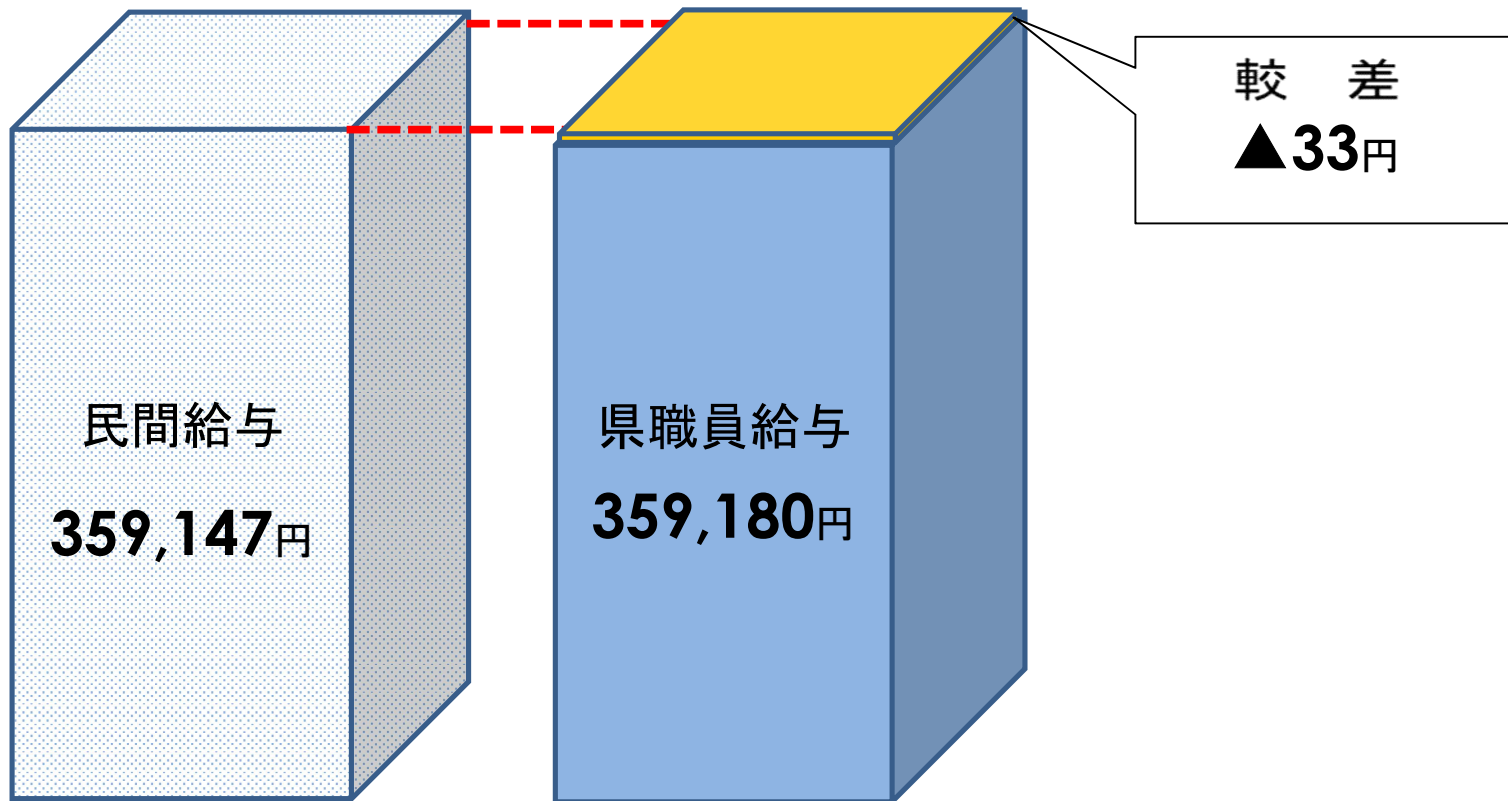
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



4 令和3年における民間給与との較差

本年の民間給与との較差は ▲33円(▲0.01%)で、職員給与が上回っているものの、その較差は小さく、ほぼ均衡している状況であり、月例給の改定は行わない。



5 本年の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

- 期末・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(▲0.15月分)
- 月例給の改定なし

1 月例給

- ・民間給与との較差 ▲33円(▲0.01%)
- ・職員給与が民間給与を上回っているものの、その較差が小さく、ほぼ均衡していると判断できるため、月例給の改定なし
※国においても、較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるとして、月例給の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月に改定(現行4.45月)
- ・引下げ分は、国に準じて期末手当の支給月数に反映
- ・改定は条例の公布の日から実施し、令和4年度以降分については令和4年4月1日から実施

※本年の勧告後の平均給与(行政職給料表) 月額 359,180円 年間給与5,908,000円(勧告前との差 月額:増減なし 年間給与:▲56,000円程度)

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差	備考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	154,900 円	2,307,000 円	154,900 円	2,284,000 円	▲ 23,000 円	新規高卒採用者
	22歳	188,700 円	2,810,000 円	188,700 円	2,782,000 円	▲ 28,000 円	新規大卒採用者
	25歳	200,900 円	3,305,000 円	200,900 円	3,275,000 円	▲ 30,000 円	
	30歳	234,400 円	3,856,000 円	234,400 円	3,821,000 円	▲ 35,000 円	
係 長 級	35歳	273,600 円	4,562,000 円	273,600 円	4,519,000 円	▲ 43,000 円	
	40歳	324,300 円	5,479,000 円	324,300 円	5,426,000 円	▲ 53,000 円	
課長補佐級	45歳	368,600 円	6,227,000 円	368,600 円	6,167,000 円	▲ 60,000 円	
課 長 級	50歳	469,300 円	7,690,000 円	469,300 円	7,621,000 円	▲ 69,000 円	
局 長 級	55歳	525,900 円	8,841,000 円	525,900 円	8,756,000 円	▲ 85,000 円	
部 長 級	58歳	629,100 円	10,768,000 円	629,100 円	10,659,000 円	▲ 109,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

7 人事委員会勧告の実施状況

○給料表は、2年連続改定なし

○期末手当及び勤勉手当は、2年連続引下げ

内容等 勧告年	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成23年 (2011年)	▲0.28%	▲0.28%	3.95月	—	▲1.7万円※	▲0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし ^(注1)	3.95月	—	—	—
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし ^(注2)	3.95月	—	—	—
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし ^(注3)	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年 (2020年)	▲0.02%	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
令和3年 (2021年)	▲0.01%	勧告なし	4.30月	▲0.15月	▲5.6万円	▲0.9%

(※ 平成23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注1) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり